



# 新型コロナウイルス関連の雇用対策

新型コロナウイルスによる感染症が広がり、政府が一斉休校などの対策を取るなかで、労働者の休業に対する保障の問題が生じています。全労連では、「新型コロナウイルス関連の雇用・労働対策」として、既存の制度に加えて新たに政府が打ち出している対策について「YouTube」で公開しています。新たな対策について概要を紹介します。

## 小学校等の臨時休校に伴う保護者の休暇取得支援について

- ・助成の対象・・・要件に適合する労働者に対し、年次有給休暇とは別の有給の休暇を取得させた事業主
- ・要件に適合する労働者・・・下記①②のの世話を行わなければならない労働者
  - ①新型コロナウイルス感染拡大防止として、臨時休業した小学校等※に通う子
  - ②風邪症状など新型コロナウイルスに感染した恐れのある、小学校等に通う子※中学校以上は含まれません。小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、特別支援学校（高校まで）、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等
- ・有給休暇の内容・・・賃金の全額を支給することが条件  
※非正規雇用労働者も対象
- ・助成の内容（※大企業、中小企業ともに同様）
  - 支給額・・・当該労働者の休暇に対して支払った賃金相当額×10/10（日額上限 8,330 円）
  - 適用日・・・2月27日～3月31日の間に取得した休暇

事業主が申請しないと支給されません。組合が、制度の活用・申請するよう要求する必要があります！



## 雇用調整助成金について

- ・本来の制度主旨・・・経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業に要した費用を助成する制度
- ・対象地域の区分・・・①一般地域  
②緊急事態宣言下の地域
- ・助成の対象・・・①の地域⇒新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全業種）  
②の地域⇒当該地域の全事業主
- ・要件・・・
  - ＜生産指標要件＞①この1ヶ月について、前年同期で10%以上の収入減  
②すべての事業主について、要件を満たすものとして扱う
  - ＜対象労働者要件＞①雇用保険の被保険者  
②非正規を含めた雇用労働者（保険適用外の者含む）  
※6か月以上の被保険者期間要件は撤廃
- ・助成の内容（※大企業、中小企業ともに同様）
  - 支給額・・・①中小企業 2/3、大企業 1/2（日額上限 8,330 円）  
②中小企業 4/5、大企業 2/3（日額上限 8,330 円）

制度は拡充されているけど、「上限」などまだまだ不十分。全労連も国にさらなる拡充を要請しているわ。



## 公務員について

- 人事院規則⇒「出勤することが著しく困難であると認められる場合」に、給与減額を免除する取り扱いをする。
- 新型コロナウイルス感染症対策基本方針を踏まえ、以下の場合を「出勤困難」扱いとする
  - 検疫法に規定する停留措置の対象となった場合
  - 職員またはその親族に発熱等の風邪症状があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
  - 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小中高等の臨時休校の場合
- 適用対象⇒非常勤職員も正規職員と同様に扱う

# 名古屋市ではデイの休止要請も



## 労働組合としての取り組み

- ①労働組合として、「出勤困難」な組合員の状況を把握しましょう。
- ②使用者に対して「休暇取得支援制度」「雇用調整助成金」を活用して、休業・休暇を余儀なくされている職員の賃金保障を実施するよう要求しましょう！  
※ 休業補償（6割）ではなく、まずは全額保障を要求しましょう。
- ③一斉休校等への対応を年次有給休暇で行っている施設もありますが、その場合でも「年休5日取得」に組み込ませないようにしましょう。
- ④事業所の休止や事業の縮小などに伴って、非正規雇用職員が不当に休み扱い・時短扱いされないよう職場の対応をチェックしましょう。